

東京都廃棄物審議会
散乱ごみ対策検討部会第1回
会議次第

日時 令和8年9月14日（月） 15時00分～17時30分

形式 WEB会議

- 議事
- （1）散乱ごみ対策検討の視点
 - （2）散乱ごみ対策の現状と都が取り得る対策
 - （3）区市町村の取組
 - （4）その他

＜配付資料＞

- 資料1 東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会委員名簿
- 資料2 散乱ごみ対策検討の視点
- 資料3 散乱ごみの現状と都が取り得る対策
- 資料4 府中市の取組
- 資料5 奥多摩町の取組
- 資料6 新宿区の取組
- 資料7 豊島区の取組
- 資料8 渋谷区の取組
- 資料9 検討スケジュール（予定）
- 参考資料 東京都廃棄物審議会運営要綱

東京都廃棄物審議会散乱ごみ対策検討部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

栗生木 千佳	独立行政法人 国際協力機構(JICA)地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ アソシエイト専門員
織 朱 實	上智大学大学院地球環境学研究科 教授
町 野 静	弁護士法人イノベンティア 弁護士
村 上 進 亮	東京大学大学院工学系研究科 教授
森 朋 子	立教大学環境学部環境学科 准教授
森 本 英 香	早稲田大学法学部 教授

散乱ごみ対策検討の視点

（検討いただきたい事項）

東京都資源循環・廃棄物処理計画が目指す持続可能な資源利用の実現等の観点も踏まえ、散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進するため、次の 1 及び 2 について、概ね 2030（令和 12）年頃を想定した政策の方向性及び施策の枠組み構築の 2 つの視点でご検討いただきたい。

- 1 まちの美化推進に向けた、散乱ごみに関する政策の方向性
- 2 具体的な施策の実行に向けた社会的枠組み

（背景）

- コロナ禍を契機とする行動様式の変化や、地域ルールに通じていない観光客の増加などとも相俟って、近年、公共空地や路上でのごみの散乱が、一部地域で社会問題化している。
- 都はこれまで、東京都資源循環・廃棄物処理計画などに基づき、一般廃棄物処理や街の美化を所管する区市町村に対して、関係施策の実施に必要な技術的助言や財政支援を行うとともに、区市町村と都との共同検討会において、東京 2020 大会を見据えた街の美化対策等について議論してきた。
- 上記の社会経済状況の変化に伴い、東京都資源循環・廃棄物処理計画が目指す持続可能な資源利用の実現等の観点も踏まえ、再度、散乱ごみの発生を抑制するとともに、適切な処理と資源化を促進する方策を検討し、迅速かつ効果的に実施していくことが求められている。

散乱ごみの現状と都が取り得る対策

1 東京における散乱ごみの現状

2 区市町村の取組状況

3 都が取り得る対策の視点

背景・現状 – 東京における散乱ごみの状況 – (1/5)

- 都内の一部の繁華街や観光地では、散乱ごみにより生活環境、美観に影響を及ぼす事例が発生
- 近年、都心エリア等において、散乱ごみ量の増加傾向が見られる地域が存在

散乱ごみの事例

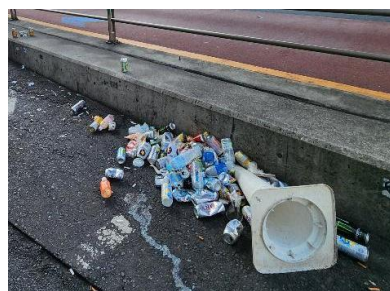
区部の事例



都市公園内(台東区)



渋谷駅周辺(渋谷区)



新宿駅周辺(新宿区)

多摩地域の事例



国立公園内(奥多摩町)



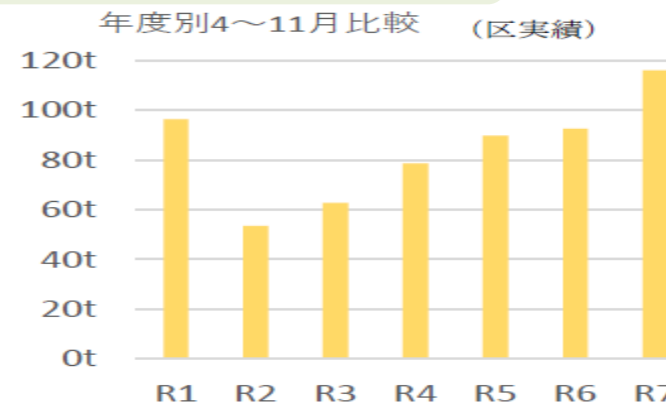
河川敷(青梅市)



河川周辺広場(あきるの市)

散乱ごみ量の推移

新宿区繁華街のごみ量の推移



新宿区委託
繁華街道路清掃収集
ごみの量

渋谷区のポイ捨てごみ量調査

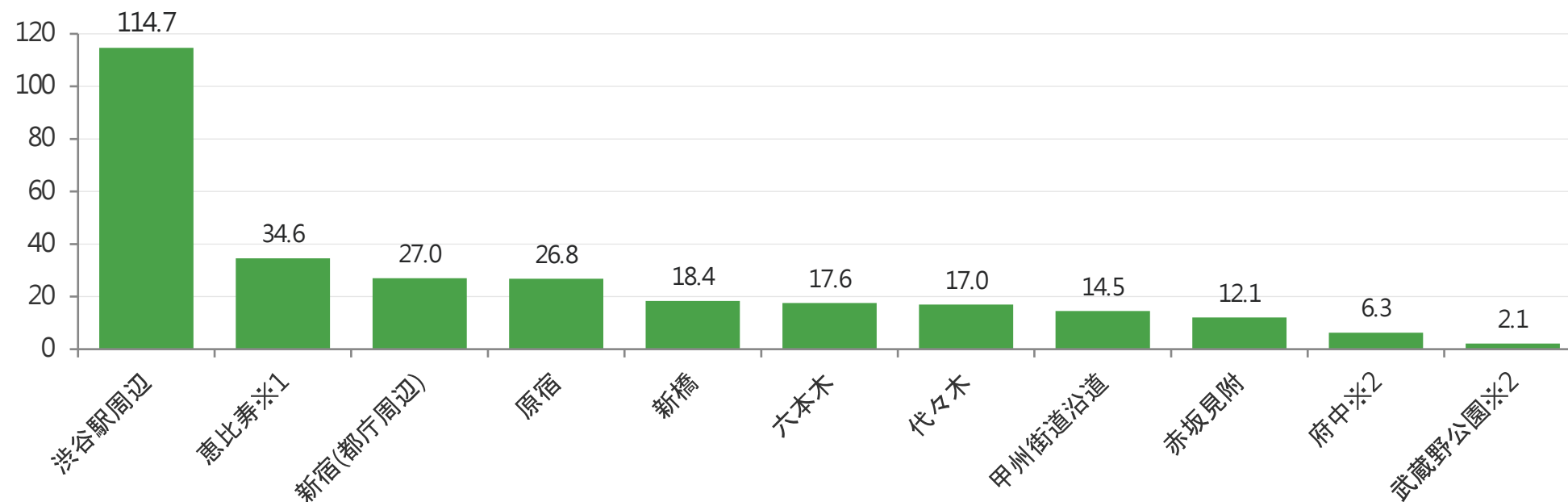


渋谷区委託
特定エリア歩道上に、
100mあたり何個のポイ
捨てごみが落ちている
かを計測

背景・現状 – 東京における散乱ごみの状況 – (2/5)

- 都内のエリア別では、**23区の繁華街のごみ数量が多い**が、特に渋谷駅周辺が突出
- 同一区内でもエリアにより状況は異なり、行政区単位ではなく「**エリア(街区)単位**」での対応が必要

2025年度のエリア別・100m当たりの平均ごみ数（個/100m）



※1 恵比寿はルート延長約0.2kmと短く、値が変動しやすいため参考値

※2 府中・武蔵野公園は2021年調査のため参考値

背景・現状 – 東京における散乱ごみの状況 – (3/5)

- 散乱ごみは一定地域に均等に分布せず、**集中する箇所が存在**
- 飲食店が並ぶ場所や、**人が滞留しやすい交差点・店舗前などに集中**する事例が存在

繁華街における散乱ごみの集中箇所の分布例（渋谷駅周辺）



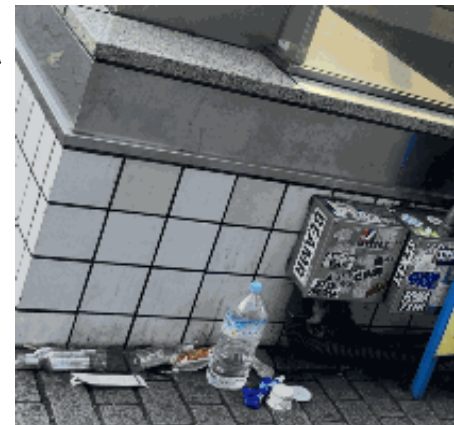
《ポイ捨てごみの例》

- ・ 飲食料の容器
- ・ 瓶、ペットボトル
- ・ 傘
- ・ ビニール袋 等

渋谷センター街
(飲食店等並ぶ場所)

渋谷スクランブル
交差点周辺

散乱ごみの例



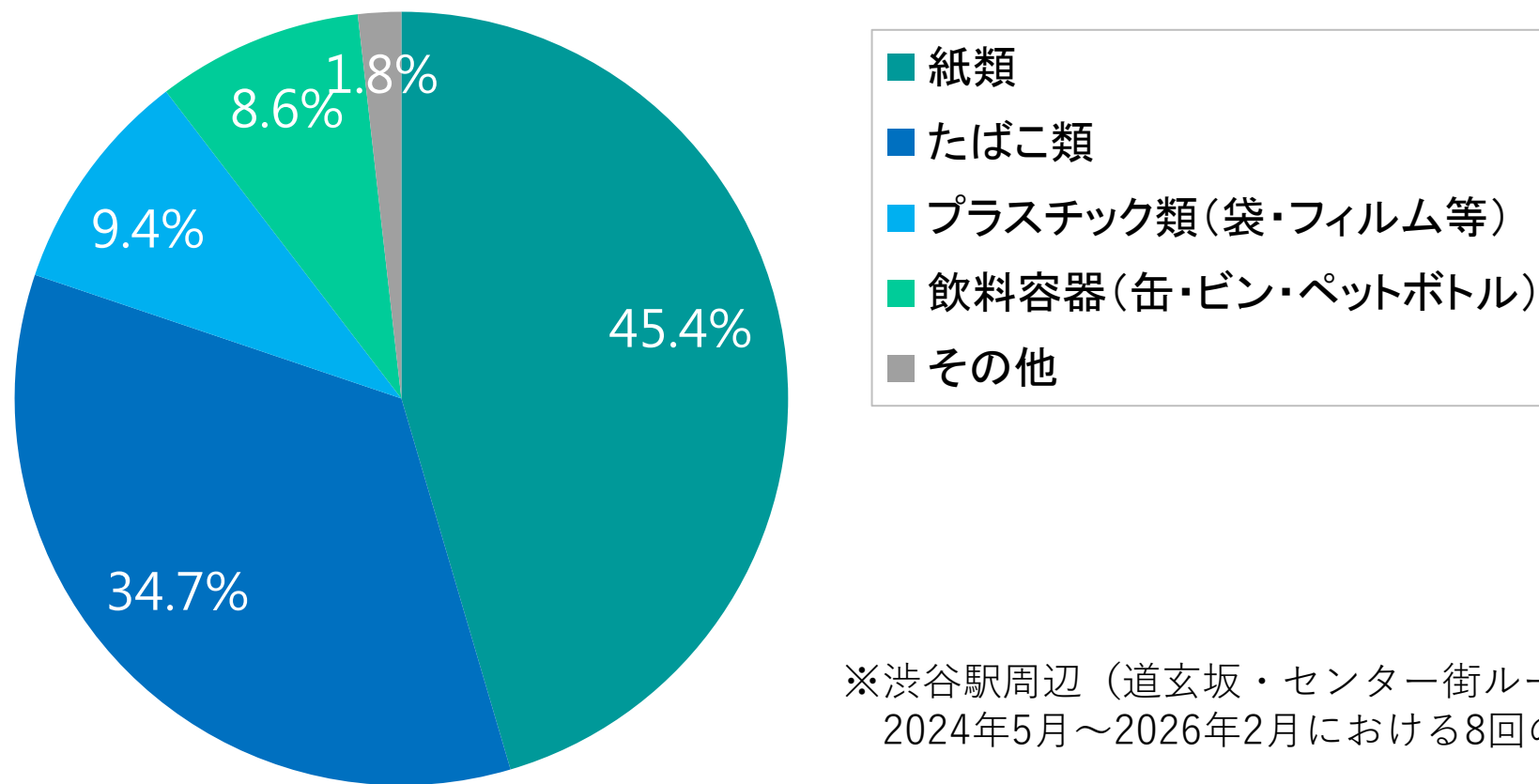
東京都委託/渋谷駅周辺におけるポイ捨てごみのヒートマップ（既存調査データの集計より作成）

（赤色は、調査エリア内でも、特にポイ捨てごみの多い箇所）

背景・現状 – 東京における散乱ごみの状況 – (4/5)

- 渋谷駅周辺の散乱ごみの組成は、**紙類が最も多く(45.4%)**、ティッシュ、レシート等の紙くずが中心
- **次いでたばこの吸い殻類(34.7%)**であり、**プラスチック類と飲料容器**がそれぞれ1割弱

渋谷駅周辺の散乱ごみの種類別構成比



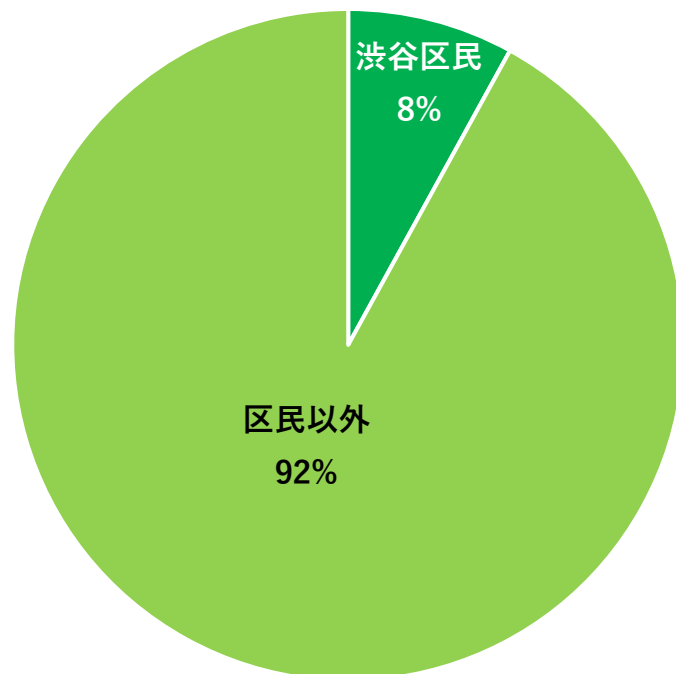
※渋谷駅周辺（道玄坂・センター街ルート）の
2024年5月～2026年2月における8回の調査の合計

背景・現状 – 東京における散乱ごみの状況 – (5/5)

- 渋谷区のポイ捨て違反者へのアンケートでは、**92%が区民以外**であり、出身国は**国内・国外がほぼ半数**

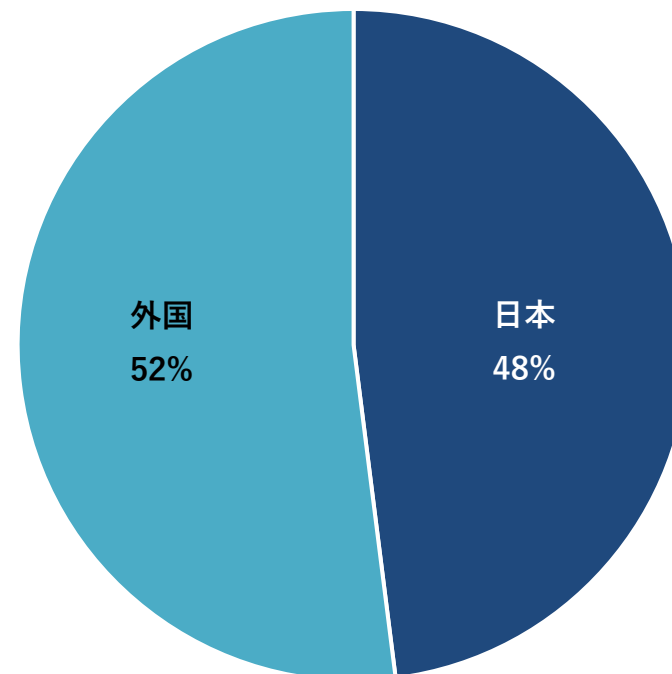
ポイ捨て者の居住地域

(N=27)



ポイ捨て者の出身国

(N=27)



※渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果（調査期間：令和7年7月4日～7月8日）

（出典）渋谷区 渋谷ポイ捨て対策プロジェクト（[20260807_poisutetaisaku_gaiyo.pdf](https://www.shibuya.go.jp/20260807_poisutetaisaku_gaiyo.pdf)）を基に作成

1 東京における散乱ごみの現状

2 区市町村の取組状況

3 都が取り得る対策の視点

- 渋谷区では、「渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト」において、令和8年度からの条例による過料やごみ箱設置義務化のほか、広報パッケージ等による周知活動、ボランティア活動等への支援を実施

渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト（令和8年4月～）



ポイ捨てさせない



① ポイ捨て者への過料処分

- ✓ 令和8年6月からポイ捨て者に対する過料処分を開始。
- ✓ 1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回し、違反者を現認した場合、2,000円の過料処分

知ってもらう



⑤ きれまち広報パッケージ

- ✓ 民間事業者と連携し、インバウンドを含めた世界中への認知拡大を図る。

⑥ 巡回員による多言語啓発

- ✓ 外国人観光客を中心に、巡回員による多言語（英語・中国語・韓国語等）での啓発を実施

ごみを拾う



⑦ ボランティアへの支援

- ✓ 年間7,000人以上に清掃用具を貸し出し支援
- ✓ アニメやスポーツチームと連携したごみ拾いイベント開催

⑧ 美化推進委員会への支援（地域の力）

- ✓ 地域での美化活動を先導する10の美化委員会を支援

⑨ 巡回員によるポイ捨てごみ回収

- ✓ 巡回員が区内全域を巡回し、その場でポイ捨てごみを回収
- ✓ “ごみがごみを呼ぶ”前に早期に回収

ごみ箱を増やす



② 特定店舗へのごみ箱設置義務化

- ✓ 令和8年4月から特定店舗にごみ箱設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

③ 自販機への回収容器設置義務化

- ✓ 自動販売機への回収容器設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

④ 公共ごみ箱の設置

- ✓ 令和8年度内に渋谷駅周辺へ公共ごみ箱を設置



効果を検証する



⑩ 定量調査

- ✓ ポイ捨てごみ量、ごみ箱設置率、ごみ発生源等

⑪ 定性調査

- ✓ 区民意識調査、アンケート調査

ポイ捨てごみの無い“世界に誇れるきれいなまち渋谷”を実現する

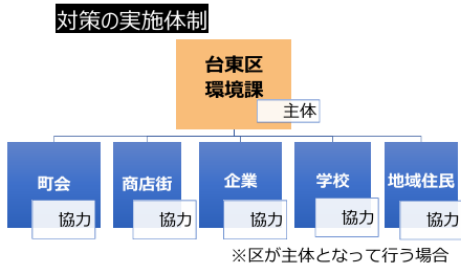
- 台東区では、「大江戸清掃隊」の活動に対して、清掃用具やユニフォーム等の提供等の支援を行うことで、まちの美化を推進するほか、ごみ拾い活動に関する見える化により、活動への参加を促進

日常型事例3 東京都 台東区
対策内容：「台東区大江戸清掃隊」自主的な清掃活動 対象地域：区内全域

対策の背景・目的
平成13年、区内在住・在勤者によって結成された「大江戸清掃隊」は、まちをきれいにしたいという思いを行動に移すきっかけとして発足し、定期的に清掃活動を行っています。区は清掃用具の支給など継続的に支援を行い、登録団体数は現在約450に達し、今年度は新規登録団体も大幅に増加しました。コロナ禍での活動自粛やインバウンドの増加によるポイ捨ての課題を踏まえ、令和5年度には活動をさらに活性化させ、日常的な清掃活動を通じてまちの美化を推進しています。

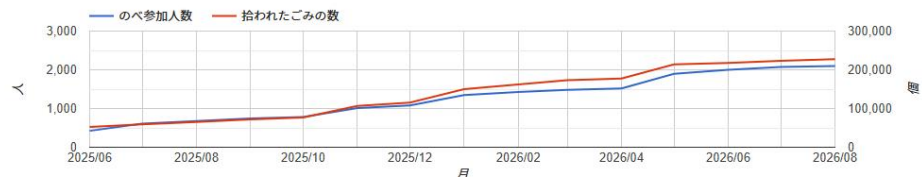
- 対策の主な内容**
- 大江戸清掃隊は地域や道路、公園などを月1回以上自主的に清掃するとともに、区や地域の美化向上キャンペーンに参加し環境美化活動を行っています。平成13年度から実施しており、個人や団体が任意の場所で行う清掃活動を区が支援するものです。
 - 清掃用具やユニフォーム（半てん・たすき）を提供し、ユニフォームを着用して清掃を行うことで、地域美化への取り組みやポイ捨て抑止に寄与
 - 集めたごみの引取は通常、家庭ごみや事業系ごみとして処理をお願いしているが、大江戸清掃隊のシールを貼り付けて出すことで、清掃事務所による回収が可能。

第2部 対策事例3 チェックポイント A-3、B-5



得られた効果

【定量評価】
自主清掃活動の活性化に関する取り組みを実施後、台東区大江戸清掃隊の登録団体数が増加しました。
※以前10団体/年の増加→今年度の4月～8月で約50団体の新規登録あり



- 豊島区では、区内全域を対象とする条例、路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール、多言語（英語・中国語・韓国語）による路面表示、吸い殻が多い雨水枳周辺に小型シールを設置



- 八王子市の高尾山では、行政、地域、事業者等が連携し、山道中の看板掲示（多言語対応）や観光客への周知等の「ごみ持ち帰り運動」のPRを実施し、ごみ箱が設置されていたときと比べてごみを削減

日常型事例 6

東京都 高尾山

対策内容：ごみ持ち帰り運動のPRおよび清掃活動 対象地域：高尾山

対策の背景・目的

以前は、レジャーブームや都心から近いこともあり利用者が急増し、設置されていたごみ箱では対応できないほどのごみを持ち込まれていました。清掃が行われていましたが、ごみが一向に減らない状況でした。そこで、1975年頃に地域のパンoram会で正式に「ごみを持ち帰る」方針を決定し、それを周知して現在に至っています。
「ごみ持ち帰り運動」は約5年かけて徐々に浸透してきました。現在高尾山の登山客数は年間300万人に上り、世界一と言われていますが、登山道や周辺環境がきれいな状態で保たれています。

「ごみ持ち帰り運動」のPR

対策の主な内容

高尾ビジターセンターによるSNSや発行物での情報発信

山道中の看板掲示（日本語、英語、中国語、韓国語）

園地やトイレ施設においても掲示物によりアナウンス

東京都、八王子市HPにより「高尾山のご利用ルール」の紹介

ツアー会社や市の協力による観光客への周知

清掃活動

健康登山や趣味登山の途中でごみを拾うボランティアが多数

レンジャーによる巡回中のごみ拾い

第2部 対策事例 6 チェックポイント A-1、B-2

対策の実施体制

行政 東京都、八王子市

ボランティア

高尾山

地域 商店会、八王子コンベンション協会、高尾登山電鉄など

事業者

得られた効果

【定性評価】
ごみ箱が設置されていた当初は、山内にあるごみステーションに置ききれない程のごみが集まりましたが、「ごみ持ち帰り運動」を進めたことで、そのごみの量は目に見えて減りました。

日常型事例 6

東京都 高尾山

対策内容：ごみ持ち帰り運動のPRおよび清掃活動 対象地域：高尾山

モデルとなるポイント事例

アプローチ	ポイント	概要
ナッジ	Easy (簡単)	多言語表記看板の掲示
	Social (社会的)	ボランティアなど多数のごみ拾い活動の実施
	体制づくり	地域、事業者、行政、ボランティアなどの連携
持続可能性	仕組みづくり	「高尾山のご利用ルール」づくり
	財源づくり	ボランティアで拾ったごみの処理費用は自己負担となる
	情報的な基盤づくり	商店会、高尾山薬王院、高尾登山電鉄、八王子観光コンベンション協会、八王子観光課の5団体で定例会議を開くなど

第2部 対策事例 6 チェックポイント A-1、A-3、B-2

アプローチ：ナッジを活用したアプローチ

ポイント：Easy、Social

さまざまな情報発信や、各所における多言語対応の案内看板による案内

一般登山者がボランティアによる清掃活動を目にすることで、清潔な環境が維持されていることを実感し、自発的にごみのポイ捨てを抑制







日本語と外国語でごみ持ち帰りを呼びかける看板など

アプローチ：持続可能な事業づくりのためのアプローチ

ポイント：仕組みづくり

平成30年8月11日山の日から「高尾山のご利用ルール」運用開始

（出典）環境省 『観光地におけるごみのポイ捨て・発生抑制対策実績と改善の事例集』（000303370.pdf）

15

- 府中市では、条例に基づき 8 か所を環境美化推進地区、同地区内の道路から喫煙禁止路線を指定
- 令和 6 年12月から、禁止行為を行い、指導・勧告に従わない違反者への過料を設定



- 令和8年4月に、環境美化推進地区を新たに3地区指定(赤色)
- 府中駅周辺の喫煙禁止路線を拡大(青色:既存の範囲、黄色:新たに指定)

- 令和8年6月、事業者2社と府中市が、北府中駅周辺における路上喫煙や吸い殻のポイ捨ての減少を目的に締結した協定に基づき、三者連携のもとで喫煙所を開設

(出典) 府中市 『環境美化推進地区と喫煙禁止路線を指定』 (https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/sekatu/bika_gaichu/Env_Clean_and_Nosomking_area.html)
 府中市 『喫煙所 ザ・タバコ北府中 (THE TOBACCO KITA-FUCHU) の開設について』 (https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kurashi/sekatu/bika_gaichu/kitsuenjyokita.html)

- 多摩市では、市民・団体・企業と清掃活動を実施し、参加に応じて景品等と交換できるポイントを付与
- 東京ヴェルディ、小田急電鉄と連携し、周知用路面シートを駅改札前に設置



- 令和7年10月から、ウォーキングや健診受診、体重や食事の記録、イベント参加など、健幸的な行動でポイントが貯まる、多摩市健幸ポイントを開始

- 東京ヴェルディ、小田急電鉄と連携し、路面シートを小田急永山駅に設置

- その他、江戸川区では地域住民が参加しやすい美化活動の仕組みづくり、新宿区では条例改正や巡回強化など、行政・地域・来訪者が連携した実践的な取組を展開

江戸川区

- 環境をよくする**星くず(ごみ)拾い大会**や地域・企業等と連携した美化活動を推進
- 気軽に清掃活動を行える環境整備に向け、**清掃用具と回収ごみを収納可能な「ちょこ美化BOX」**を小岩駅前に設置
- **A I 搭載トング**を活用した清掃活動**実証**



新宿区

- 条例改正で**ポイ捨て禁止対象を拡充し、周知活動・パトロール等を強化**

禁止対象

飲料の缶・瓶その他の容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くず

追加

食料の容器等

弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器
ストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具

- 新宿・新大久保の**混雑緩和・美化対策**を強化



新大久保混雑対策

青梅市

- バーベキュー客の多い**釜の淵公園**河川敷等において、地域と連携した**清掃活動**や**ドローンを使用したマナー啓発**を実施
- 地域と連携し**多摩川流域を一斉に清掃**し、ごみの持ち帰りや川の美化を呼びかけ



小笠原諸島

- **海ごみゼロアクション**の一環として、**小笠原ビジターセンター**を中心とした関係主体の連携のもと、**父島・母島での海岸クリーンアップイベント**を開催
- **カヤックツアー事業者と連携**した美化活動も実施



都内区市町村における散乱ごみ対策の主な施策類型

- 都内区市町村においては、条例制定のほか、普及啓発、パトロール・巡回、地域清掃・ボランティア支援、ごみ箱・回収拠点整備等の対策を地域の実情に応じて実施

施策類型	実施状況・取組例
条例制定	・ 都内62自治体のうち52自治体で制定 ・ 条例を制定する52自治体のうち、罰則・過料は25自治体で規定
普及啓発	・ 多言語での周知・マナー啓発（動画、チラシ、サイン等）、地域におけるごみ持ち帰りルールの設定、ドローンを活用したマナー啓発 等
パトロール・巡回	・ 巡視員、委託業者による巡回・現場啓発、ごみ回収カートによる巡回、監視カメラの設置 等
地域清掃・ボランティア支援	・ 地域住民や事業者等と連携した地域美化や清掃イベント、観光客参加型のごみ拾い、一斉清掃の実施 等
ごみ箱・回収拠点整備	・ 公共の場所でのごみ箱設置、店舗におけるごみ箱設置、自販機への回収容器設置、観光ごみ袋販売・回収 等
ICT活用・見える化	・ ごみ拾い活動をウェブ上のマップで見える化、AI搭載トングの実証（トングに搭載したカメラでごみを撮影・分析） 等

-
- 1 東京における散乱ごみの現状
 - 2 区市町村の取組状況
 - 3 都が取り得る対策の視点**

東京都の対応の必要性(1/2)

- 自治体における対策強化の動きがみられるなど、散乱ごみ問題は深刻化する傾向
- 散乱ごみは広域的な対応が必要な課題であり、更なる取組の強化には都の関与がより一層重要

広域的な課題

行政区域 を超える 行動

- 都内各地を買物、観光、イベント等で移動するなど、域内・域外からの訪問者が多く、一つの行政区域内での対策には限界がある

発生者と 負担者の 不一致

- 繁華街やターミナル駅を抱える自治体が、域外来訪者を含むごみの回収・清掃等に要する費用を負担

行政区域 の超過

- 散乱ごみが道路、排水路、河川、東京湾へ移動した場合、発生場所とは別の自治体・管理者への負担となる

都の関与により見込まれる効果

【実効性の向上】

- 移動経路を通じて、共通のメッセージやルールを示すことで、自治体境界に生じる対策の空白を減らすことに繋がる

【負担の公平化】

- 来訪者が集中する場所・地域を都が支援することで、清掃・巡回等に要する区市町村の負担軽減や負担の公平化に繋がる

【下流側への環境影響の抑制】

- 街中から河川・東京湾へ流出する散乱ごみを上流段階で抑制することに繋がる

東京都の対応の必要性(2/2)

広域的な課題

異なる ルール

- 区市町村によって責務、規制対象、指導、罰則等が異なるため、都民・来訪者にとっては訪問先の地域におけるルールの理解が難しい

事業者と の調整

- 地域の鉄道事業者、道路管理者、メーカー、コンビニ・飲食店等との調整を自治体毎に行う必要がある一方、取組の分断により事業者の負担が増加する可能性

データの 比較

- ごみの散乱状況については、正確な計量が難しいため、自治体間の比較や施策効果の検証が困難

国との 連携

- 国に対して、各種法令との調整、財政支援の要請等を自治体毎に行う必要

都の関与により見込まれる効果

【行政・事業者双方の対策の効率化】

- 広域的な観点からのごみ捨てに関するルールの普及啓発や事業者との連携等を進めることで、区市町村・事業者双方の負担軽減に繋がる

【状況把握に基づく取組の重点化】

- 一定の方法に基づく状況確認を実施することで、地域間比較と施策前後の評価が可能となり、ごみ箱の設置や、巡回、普及啓発等の対策を効果的に実施することに繋がる

【行政運営上の効率化】

- 国との各種調整において、区市町村が抱える課題や要望等を都が取りまとめることにより、効率的な施策展開の実現に繋がる

想定される政策手段(1/3)

- 有効な政策手段として、①情報発信・意識変革、②インフラ・環境整備、③経済的手法、④規制などを想定

	概要	メリット			課題
情報発信・意識変革	- 意識や社会規範を変え、ポイ捨てしないことや環境をきれいに保つことが当たり前と感じる環境をつくる手法 ➢ 情報発信、教育、地域協働（清掃活動、住民参加）、ナッジ、可視化、社会規範形成（表彰制度等）	時間	キャンペーン等は短期間で実施可能		効果が出るまで時間がかかる
		コスト	- 比較的低コストの対策から実施が可能 - 一定のコストで広域展開がしやすい		継続的な広報費用が必要
		効果	- 長期的に行動変容を促せる - 規制への依存を減らせる - 来訪者・事業者の自発的行動を促進できる		- 効果測定が難しい - 常習者や短期滞在者への効果が限定される可能性
インフラ・環境整備	- ポイ捨てしにくく、排出しやすい環境をつくり、散乱ごみを生じにくくする手法 ➢ 回収環境整備（ごみ箱設置等）、空間設計（景観整備等）、誘導整備（多言語表示等）、監視整備（カメラ等の設置）等	時間	ごみ箱設置などは比較的早期に実施可能		設置場所の選定や用地確保が必要
		コスト	費用対効果が把握しやすい		- 初期投資が大きい - 維持管理費が継続的に発生
		効果	- 直接的な発生抑制効果が期待できる - 利用者の意識に依存しにくい - 来訪者への対策に有効		ごみ箱増設だけでは新たな集中排出を招く場合がある

想定される政策手段(2/3)

- 有効な政策手段として、①情報発信・意識変革、②インフラ・環境整備、③経済的手法、④規制などを想定

	概要		メリット	課題
経済的手法	- 金銭的インセンティブ・負担を通じて行動を変える手法 - 補助・助成、報酬・インセンティブ、原因者負担（EPR、協力金制度）、デポジット等	時間	補助制度やポイント制度は比較的短期間で導入可能	制度設計や評価手法の構築が必要
		コスト	- 民間の取組を活用できる - 行政単独の施策より効率的な場合がある	- 財源確保が必要 - 継続的な支出が発生する
		効果	- 行動変容を促しやすい - 継続的な参加に繋がる - 発生源対策への発展の可能性	- 報奨の停止により効果が下がる場合がある - モラル形成には繋がりにくい場合がある
規制	- 法的・準法的ルールによって行動を制御する手法 - 禁止行為の明記、重点地区指定等、監視・執行（指導・勧告・過料等）、責務の明確化等（住民・来訪者、事業者、自治体等）	時間	- 制度化後は継続的に機能する - 一度ルールを整備すると運用を標準化しやすい	- 条例制定や改正に時間がかかる - 関係者との調整が必要
		コスト	- 初期の制度設計費用以降は比較的低コスト - 自治体と関係者等との負担の公平化に繋がる	- 違反確認や徴収事務が発生 - 巡回・執行体制の確保が必要
		効果	- 禁止行為や望ましい行為を明確化できる - 社会規範形成の基盤になる	監視や執行体制によっては実効性が低下

想定される政策手段(3/3)

- 散乱ごみ対策は、ポイ捨て行為自体への対応だけでなく、製品設計から回収までの各段階において、情報発信・意識変革、インフラ・環境整備、経済的手法、規制を組み合わせる進めることが重要

段階／手段	情報発信・意識改革	インフラ・環境整備	経済的手法	規制
設計・素材 (散乱しにくい製品化)	分別・環境配慮表示 (分別マーク、環境ラベル等)	リユース・シェアリング基盤 (リユース容器システム、サブスク等)	環境配慮商品への購買誘導・開発支援 (グリーン購入、補助金等)	環境配慮設計基準・製品規制 (キャップ一体化、使い捨て製品規制等)
提供・販売 (どう手渡されるか)	店頭啓発・マナー周知 (持ち帰り要請等)	回収・返却拠点整備 (店頭回収、返却ステーション設置等)	デポジット・返却促進制度 (飲料容器デポジット)、事業者による回収促進制度	販売時の義務付け・排出抑制規制 (レジ袋有料化、店舗のごみ箱設置義務)
携帯・滞在 (持ち歩けるか)	多言語案内・観光マナー周知 (ピクトグラム、観光ガイド等)	滞在環境整備 (指定喫煙所整備／携帯灰皿配布等)	利用者向けインセンティブ制度 (ポイント付与、リユース容器返却特典、回収報奨金等)	路上喫煙・投棄抑制ルール (路上喫煙禁止区域の設定等)
処分機会 (捨てる受け皿があるか)	分別誘導・ナッジ (ごみ箱への誘導表示)	排出インフラ整備 (スマートごみ箱等の設置等)	回収促進インセンティブ (回収報奨、地域ポイント等)	排出・管理責任の明確化 (ごみ箱管理責任等)
投棄行動 (捨てるか、捨てないかの判断)	規範形成・環境教育 (学校教育/表彰制度/キャンペーン等)	監視・抑止設備の整備 (防犯カメラ、AIカメラ等)	抑止・誘導型インセンティブ (地域通報制度、協力店特典等)	ポイ捨て規制・監視執行 (条例、巡回等)
流出防止・回収	清掃活動の可視化・参加促進 (ボランティア活動、スポGOMI、活動実績の発信等)	回収・流出防止設備の整備 (網場・ごみトラップ等)	地域美化活動への助成・協賛制度、回収物の資源化収益還元	清潔保持義務・管理責任 (土地所有者の清潔保持義務等)

都における現行の施策の概要

TOKYOクリーンアップアクションの展開（令和8年度～）

- ごみの持ち帰りマナー等の発信や地域美化の推進
- 区市町村や事業者等と連携した推進体制を構築し、クリーンアップアクションを展開



みんなで綺麗にするムーブメントを醸成

- ① ポイ捨て防止の理解と実践を促す**広報**を展開
- ② 地域関係者と連携した**街の清掃・美化の推進**を支援

行動変容を促し清潔な利用環境の実現と持続可能な観光を推進

- ③ **ポイ捨て予防**やリサイクルステーション設置等の取組を後押し
- ④ 混雑緩和やごみ対策等、**地域の生活と調和した観光**をサポート
- ⑤ 宿泊施設等と連携した**旅行者へのマナー啓発**
- ⑥ 交通結節点や公共施設の**リサイクルステーション整備支援**



都が実施している散乱ごみ対策に関する補助事業

補助事業	対象	支援内容	補助率
リサイクルステーション整備事業	- 区市町村 - 公共交通関連事業者等	- 駅・空港・公共施設等へのリサイクルステーション導入 - ごみ箱設置、案内表示、回収・運営費等を補助	- リサイクルステーションの導入 ➢ 高機能型：4/5、上限800万円 ➢ リサイクル型：1/2、上限500万円 - リサイクルステーションの運用 ➢ 1年目：2/3、上限150万円 ➢ 2年目：1/2、上限115万円 ➢ 3年目：1/3、上限75万円
地域と連携した街の清掃美化推進事業	区市町村	- 地域清掃活動の実施 - ポイ捨て防止施策 - AIカメラ・巡回活動 - 多言語啓発・マナー向上施策 - リサイクルステーション設置支援	- 清掃・美化施策：2/3（上限1,000万円） - ポイ捨て防止施策：2/3（上限2,000万円）
（参考）地域の生活と調和した観光推進事業	区市町村または協議体	- オーバーツーリズム対策 - ごみ対策・マナー啓発 - ICTごみ箱等の実証	3/4（ごみ対策は4/5） - 上限8,000万円（協議体は1億円）

検討にあたっての主な論点

- 実効性の高い散乱ごみ対策の検討に向けて、対策手法や対象とするごみや行為、対策を取るエリアや各主体の役割、費用負担等の整理が必要

検討対象

検討事項

1 対策手法	● どのような方法で解決するか ➢ 情報発信・意識変革（教育、ナッジ等） ➢ インフラ整備（ごみ箱や回収設備の設置等） ➢ 経済的手法（デポジット、ポイント等） ➢ 規制（条例（過料等）での規制等）
2 ごみの種類	● 対象とするごみは何か ➢ 飲料容器、紙くず、レジ袋、ガム類、たばこ、動物の糞 等
3 行為	● 対象とする行為は何か ➢ ごみのポイ捨て、飲み残し放置、ペットのふん放置 等
4 エリア	● どこを対象とするか ➢ 繁華街、観光地、駅周辺、公園、河川敷 等
5 関係主体	● 誰が関わるか ➢ 東京都、区市町村、都民、旅行者、事業者、NPO 等
6 費用負担	● 誰が費用を負担するか ➢ 東京都、区市町村、都民、旅行者、事業者等

- 各施策をどのように組み合わせて実施すべきか
- ポイ捨て防止に加え、発生抑制や再資源化にどう繋げていくか
- 規制的手法を活用する必要性はあるか
- どこまでを対象物とするか（どこまでを散乱ごみとするか等）
- どこまでの行為を対象とするか（ポイ捨てのみを対象とするか、放置行為も含めるか等）
- 都全域を対象とするのか、エリアを限定するか
- 公共空間以外も対象とするか
- 重点的に対策が必要な地域の設定は必要か
- 各主体に求められる責任は何か
- どのような対策を求めるか
- 都は各主体とどのように連携すべきか
- 実施する対策の費用をどのように負担するのが公平か

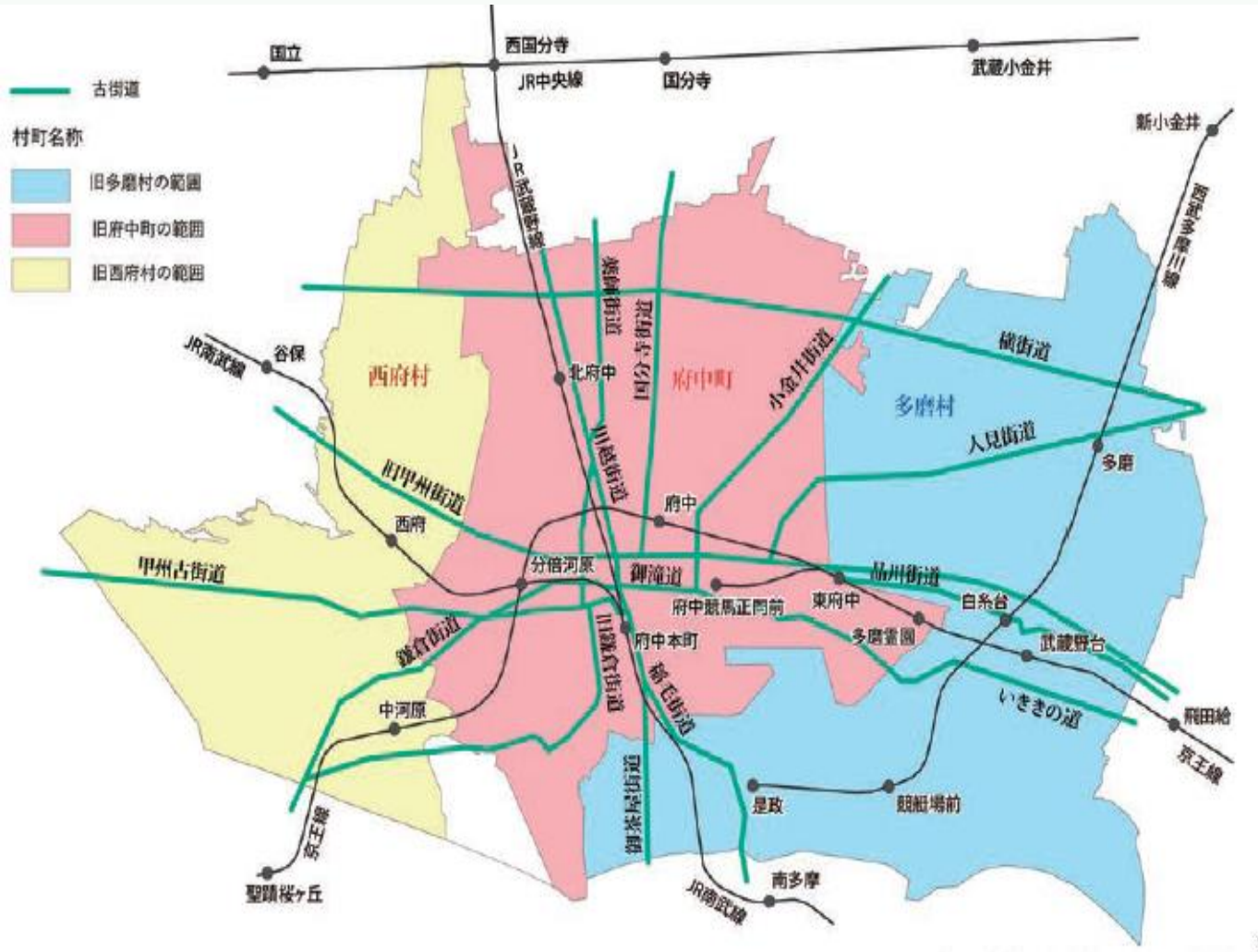
府中市における 散乱ごみ対策

条例に基づく重点地区指定と、
市民・団体・企業との協働、
ごみのポイ捨て対策による
総合的な取組を説明します。

府中市生活環境部環境担当参事兼環境政策課長
関田 和馬



府中市の概要



- ・位置 東京都のほぼ中央
- ・面積 29.43 km²

昭和29年4月に、

- ・府中町
- ・多磨村
- ・西府村

の1町2村が合併し、人口約5万人の府中市が誕生しました。

▶ 現在は**38**の町、
人口約**26**万人です。

市内には鉄道駅が14駅

国天然記念物 馬場大門のケヤキ並木

令和6年12月9日

府中市けやき並木を守り育てる条例が施行
⇒府中市まちの環境美化条例を改訂し過料徴収開始

条例に基づき、重点的に美化を進める区域を設定

府中市では、府中市まちの環境美化条例等に基づき、「環境美化推進地区」と「喫煙禁止路線」を定め、場所の特性に応じた対策を行っています。



環境美化推進地区

市内8駅（府中駅、分倍河原駅、府中本町駅、中河原駅、東府中駅、多磨駅、北府中駅、西府駅）周辺を指定

- 市民・企業・団体等との協働による環境美化活動のモデル地区を構築
- 美化協定や清掃活動を通じて、取組を市内に展開

主な手段：美化協定、協力員、清掃活動



喫煙禁止路線

市内5駅（府中駅、分倍河原駅、府中本町駅、中河原駅、東府中駅）周辺を指定

※環境美化推進地区内で指定

- たばこのポイ捨て・路上喫煙対策のモデル地区を構築
- 啓発、巡回指導、過料制度、喫煙所整備を通じて、マナー向上を推進

主な手段：巡回、過料、喫煙所への誘導

【環境美化推進地区】

企業・団体・市民と協働し、継続的な美化活動を展開

美化協定・美化協力員

- ・企業や団体等と美化協定を締結
- ・協力員を委嘱し、活動の担い手を確保

連絡会による情報共有

- ・府中駅・中河原駅で年1回開催
- ・活動報告や地域の状況を共有

駅前清掃

- ・府中駅(月1回)、中河原駅(年3回)、分倍河原駅(年1回)開催
- ・市民・団体・企業と協働で実施

環境美化推進地区以外での清掃活動

- ・多摩川清掃市民運動は市民主導の伝統行事(昭和49年～)
- ・その他、自主清掃ではボランティア袋の提供及びゴミ回収を支援



ポイント：行政だけでなく、地域の担い手と一緒に継続する仕組み

【喫煙禁止路線】 たばこのポイ捨てに着目し、巡回と公衆喫煙所誘導を実施

喫煙禁止路線等巡回業務支援員による巡回

- ・令和6年度より、会計年度任用職員4名（警察OB）を雇用し、巡回開始。
- ・喫煙禁止路線における路上喫煙・ポイ捨ての抑止を図る。
- ・路上喫煙者に対して、公衆喫煙所への誘導などの指導を通じて、ポイ捨ての抑制を図る。
- ・その他、路上での居座り行為等の迷惑行為に対する注意・指導により、安全安心な生活環境の確保を図る。

令和6年12月9日から過料徴収を開始

府中市まちの環境美化条例に基づき、公共の場所での**空き缶や吸い殻などのポイ捨て行為、落書き行為、飼育する犬・猫のふんの放置を禁止**し、これらの行為に対して過料徴収を開始しています。

- ・段階的な指導を基本とした運用により、現時点で過料徴収実績はない。

公衆喫煙所の設置（令和6年12月）

京王線府中駅前及びけやき並木通りに公衆喫煙所を設置し、路上喫煙やポイ捨ての削減を図る。



府中駅前喫煙所



けやき並木喫煙所

ポイント：「罰則」と「受け皿」をセットで運用

既存事業の強みを活かしつつ、参加拡大と面的展開が課題

効果

- ✓ 団体・企業のCSR活動や地域貢献活動の場として定着
- ✓ 市民・事業者がまちづくりに参画する機会を創出
- ✓ 府中市HPなどによる活動周知を通じて、参加団体の地域貢献を可視化
- ✓ 周知啓発・巡回指導・喫煙所整備により、ポイ捨て及び路上喫煙の抑制を推進
- ✓ 行政だけでなく、地域の担い手と連携した環境美化の仕組みが定着

課題

- ✓ 市民・団体・企業が環境美化活動へ参加しやすい仕組みづくりや情報発信がまだ不十分
- ✓ 一部の環境美化推進地区では、団体間の情報共有や活動を促進する仕組みが十分に構築されておらず、地域における活動状況の把握・共有が困難
- ✓ ポイ捨て・路上喫煙の抑止には、啓発物による周知だけでなく、巡回などの継続的な取組が必要であるが、人員体制上、巡回範囲や時間に制約がある

東京都施策と連動し、参加の裾野拡大と重点対策の強化へ



喫煙対策の強化

喫煙所整備による受け皿の確保を進めるとともに、巡回や啓発を効果的に組み合わせ、ポイ捨てや路上喫煙の抑止を図る。



地区展開

主要3駅以外の環境美化推進地区でも活動状況や地域課題の把握・共有に努め、地域状況に応じた取組につなげる。



参加拡大

市民・団体・企業が環境美化活動に参加しやすい仕組みや情報発信を充実させ、共同の担い手を拡大する。



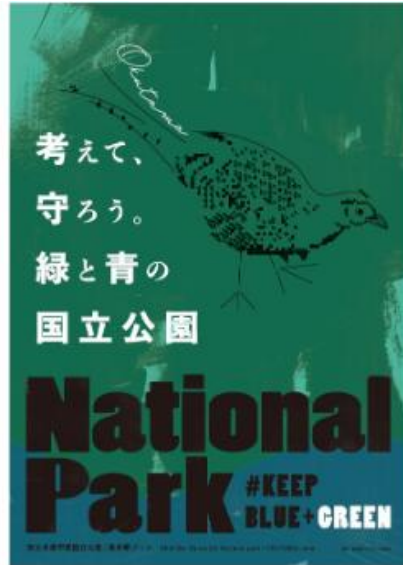
都施策との接続

東京都のクリーンアップ施策と情報発信をそろえ、広域的な啓発効果につなげる。

府中市は「協働による清掃」と「重点的な喫煙対策」を
両輪に、散乱ごみの発生抑制を進めています。

奥多摩町における観光ごみ対策 マナーアップ強化キャンペーンの取組み

～観光ごみ対策から獣害対策へ、安全・安心に奥多摩の観光をお楽しみいただくために～



奥多摩町イメージキャラクター「わさびー」



東京都廃棄物審議会 検討部会 提出資料
令和8年9月14日



奥多摩観光産業課長 大串 清文



奥多摩町における観光ごみ対策①

- ・ コロナ禍以降、氷川溪谷の河原がJR青梅線・奥多摩駅下車後・徒歩10分圏内で、バーベキュー可能な場所として、SNSを通じて外国籍の方を中心に広まる
- ・ 町内全域「秩父多摩甲斐国立公園」における観光マナー(直火禁止・ごみ持ち帰りなど)の周知徹底に課題

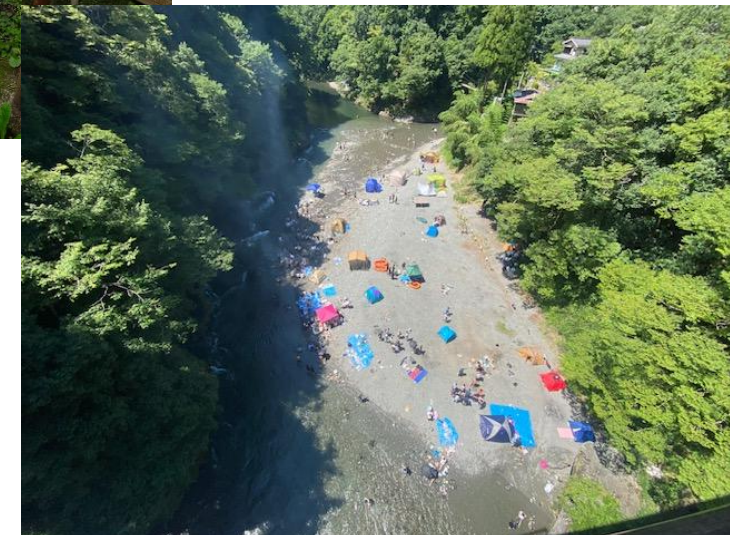
マナーアップ強化キャンペーン ～官民協働・連携～

- ・ **奥多摩町まちづくり委員会（官民協働の委員会）**を中心に、令和3年度から国立公園のマナーアップ啓発事業を展開
- ・ **環境省奥多摩自然保護官事務所・東京都奥多摩ビジターセンター**をはじめ奥多摩観光協会のほか町内関係事業所と連携
→夏のお盆休み期間、昨夏は8/9(土)～17(日)9日間
12機関・のべ70名の参加



◀氷川溪谷手前に散乱する
バーベキューごみ
左には日本語で、観光
ごみ回収の立て看板あり

氷川溪谷・河原の状況▼



【氷川溪谷の状況】（ ）内前年比 → 5年間を通じ減少傾向も…

	R7・1日平均		R7・1日平均
利用人数	157(△123)	グループ数	29(△50)
直火	9(△14)	回収ごみ	3(△5)

奥多摩町における観光ごみ対策②

観光ごみ袋販売・回収

- 奥多摩駅前（観光案内所）での販売は通年
- 夏のお盆休み期間・春の大型連休期間のみ
シルバー人材センターへ依頼し、駅前にて
臨時テント・夜間延長を実施

➔夏のお盆休み期間・昨夏8/9(土)～17(日)9日間
8:30～19:00（15時～19時は臨時テント）
可燃・不燃・資源の3種類・各200円



▲河原での啓発・直火禁止周知
駅前回収後(土日分)▶



ドローンを活用した河川監視・周知啓発

- 氷川溪谷（多摩川と日原川合流地点周辺）河原上
都道・町道の橋梁を離発着
- 町内のドローン団体に委託し実施
- ドローン監視による抑止効果、多言語（日本語・
英語・ベトナム語）による周知啓発

➔夏のお盆休み期間・昨夏8/9(土)～17(日)9日間
期間中の午後・13時～17時頃まで実施



▲河原での啓発活動後・メンバー集合写真
橋上からドローン離陸▶



奥多摩町における観光ごみ対策③（参考資料）

マナーアップ強化キャンペーン

＜奥多摩町への観光を予定されている皆様へ＞

町内全域が国立公園（秩父多摩甲斐国立公園）です

- ☑ 国立公園内は区域によって直火禁止・テント設営禁止！
- ☑ ゴミはお持ち帰りください ※不法投棄は罰金・罰則有！
ゴミの放置はクマなど野生動物の誘引につながります
- ☞ そのほか国立公園内・河原利用のルールの詳細は・・・



河川流域にも町民皆様の日常生活があります

- ☑ バーベキュー・キャンプは有料施設（要予約）をご利用ください
- ☑ 騒音（スピーカー・楽器使用）などの迷惑行為は禁止！
- ☑ サルなど野生動物への餌付けは絶対に止めてください

奥多摩町マナーアップ強化キャンペーン

環境省奥多摩自然保護官事務所 東京都奥多摩ビジターセンター
奥多摩町観光産業課 奥多摩観光協会 町内協力団体・事業所

▲ 7月三連休・夏休み前に町HP掲載・観光協会SNS等で周知
日本語のほか英語でも標記

氷川溪谷・河原での周知啓発時の配布チラシ ▶

河原の利用とマナーとルール

特別地域

Use of riverbed, manners and rules

Sử dụng lòng sông, cách cư xử và quy tắc

奥多摩町は全域が国立公園です。自然を守るためになすべきことがあります

The entire area of Okutama Town is a national park. There are things we need to do to protect nature.
Toàn bộ khu vực Thị trấn Okutama là công viên quốc gia. Có những điều chúng ta cần làm để bảo vệ thiên nhiên

河原は無料キャンプ場ではありません。

The riverbed is not a free camping site. Lòng sông không phải là nơi cắm trại miễn phí.

ゴミは家まで持ち帰りましょう。Please take your trash home with you. Mang rác về nhà.

ゴミの放置はクマなど野生動物の誘引の可能性があります。

Leaving trash behind may attract bears and other wild animals.
Đe lại rác có thể thu hút gấu và các động vật hoang dã khác.



焚火やBBQは台を使うこと

Use a table for bonfires and BBQs

Sử dụng hồ lửa để đốt lửa trại và BBQ



テントの設営は違法です

It is illegal to set up a tent

Việc dựng lều là bất hợp pháp



河川保護のため直火禁止

Open fires are prohibited to protect the riverbed.

Cấm đốt lửa để bảo vệ dòng sông.



スピーカーや楽器で大きな音を出すことは禁止です

It is prohibited to make loud noises through speakers or musical instruments.

Nghiêm cấm gây ồn ào qua loa hoặc nhạc cụ.



SNSの情報をそのまま信用しないでください。

情報は必ず現地施設に確認しましょう。

Don't just rely on information on SNS. Be sure to check official local sources.

Đừng chỉ tin vào thông tin trên SNS. Hãy chắc chắn kiểm tra với cơ sở địa phương để biết thông tin.

■奥多摩町マナーアップ強化キャンペーン■

環境省奥多摩自然保護官事務所 東京都奥多摩ビジターセンター

Okutama Town Manners Improvement Campaign 奥多摩町観光産業課 奥多摩観光協会 町内協力団体・事業所

・Ministry of the Environment Okutama Nature Conservation Office ・Tokyo Okutama Visitor Center
・Okutama Town Tourism Industry Division ・Okutama Tourism Association ・Town Cooperating Organizations and Businesses

魚釣りは有料です。一日：2500円

There is a fee for fishing. One day: 2500 yen

Có thể câu cá nhưng phải trả phí. Một ngày: 2500 yên

奥多摩町における観光ごみ対策④～今夏の拡充内容～



【現状と課題】

- ・令和3年以降、継続して実施し「直火」「放置ごみ」減少など一定の効果は見られるものの、一部の外国籍の方により、マナーが守られていない状況は続いている
- ・現地ではなく、事前に、多言語での周知などに課題あり

➡新たな都補助を活用して今夏の対策拡充

多言語によるマナー啓発動画・チラシ作成

- ・環境倫理団体「リーブ・ノー・トレイス・ジャパン (LNTJ)」の原則を踏まえ、多言語によるマナー啓発動画・チラシを作成
- ・動画はSNS・インスタ等に掲載 ～青梅市・JR東日本とも連携～
- ・チラシは町ホームページ掲載、観光案内所等で配布



防犯カメラ設置

- ・観光ごみ放置の多い箇所に防犯カメラを設置し放置抑止
→奥多摩駅前、町役場駐車場、氷川溪谷トイレの3か所



奥多摩町における観光ごみ対策⑤～今夏の拡充内容～



スマートごみ箱実証実験中（8/8(土)～9/23(水)祝47日間） ～官民連携～

- ・ J R 鳩ノ巣駅（沿線まるごと(株)所在）前にスマートごみ箱を2箇所設置・・・可燃（1か所は圧縮型）、不燃、資源の3種類分別
- ・ 衛生協力金として、ごみ投入1回につき100円を設定（ごみ箱に外付けで集金箱を設置）

【課題】 ●電車で持ち帰れないごみの回収を目的も、これまでリュックに入れて持ち帰っていたごみも投入
●分別の不徹底（可燃にタバコ吸い殻の投入あり） ●協力金への協力がほぼ得られない

→留意事項をまとめた掲示（日本語と英語）を追加し周知を図っている（8/10以降）

一方、これまでの駅舎やその周辺、観光トイレ内へのごみ放置は改善されている（8月中間まとめ）



【スマートごみ箱】▲圧縮タイプ

8月中回収状況	合計(協力金)	可燃(投入回数)	不燃	資源
圧縮タイプ・各90L	12回(2,381円)	6回(580回)	2回	4回
非圧縮タイプ・各360L	10回(1,270円)	4回(回数集計無)	1回	5回



▲非圧縮タイプ(容量大)※イメージ

→上記のように今夏の対策を拡充
→都事業と一体的に展開することで
広く当町の対策を周知

※町単独では財源も確保できず、
十分な対策を継続的实施できず

～効果的な対策につなげたい～

I.これまでの新宿区のポイ捨て・環境美化対策

- ・「ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン」やごみゼロデーキャンペーン、年末クリーン作戦等の一斉道路美化清掃活動による地域と協働のまち美化活動の実施
- ・職員によるポイ捨て禁止啓発路面標示シートの区道上への貼付
- ・商店街と連携した啓発用の掲示物等の掲出
- ・ボランティアの清掃活動に対する清掃用具の貸出やごみ収集等の支援
- ・関係部署と連携した不法投棄対策



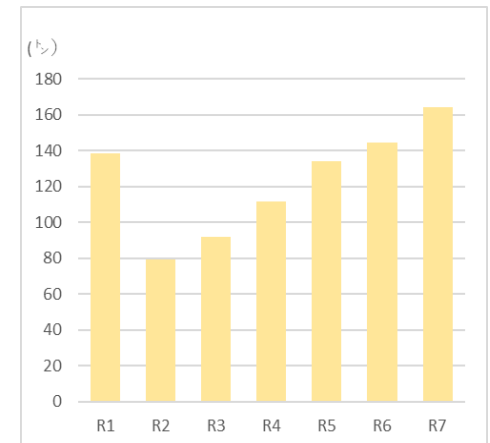
▲令和8年度ごみゼロデーキャンペーンの様子



▲ポイ捨て禁止啓発路面標示シート

II.新宿区におけるポイ捨ての現状・課題

- ・繁華街や駅周辺において区が委託で実施する道路清掃で収集されるごみの量は増加傾向にあり、令和7年度はコロナ禍前の水準を上回っています。
- ・ごみには缶やペットボトルが多く含まれるほか、近年は弁当容器や菓子・カップ麺の容器、ストロー、割り箸、串などの飲食関連ごみも増加しています。
- ・また、来街者が多い繁華街等では、特に夜間帯や人目につきにくい路地裏等での瓶缶ペットボトル、食料容器、たばこ等のポイ捨てが常態化している実態があります。
- ・歌舞伎町シネシティ広場周辺においては、集団の継続的な滞留及び路上占拠に起因する廃棄物の散乱等により、まちの美観の課題が生じ、周辺環境が悪化しています。



▲繁華街道路清掃収集ごみの量推移

－ 新宿区におけるごみのポイ捨てを巡る課題と対策 － (2/2)

Ⅲ. 条例改正によるポイ捨て禁止ごみの拡大

・ポイ捨ての実態に応じた、より効果的な対策を実施するため、「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」を改正し、条例でポイ捨てを禁止している「空き缶等」の定義に、実際にポイ捨てされている、**食料の容器等**を追加（令和8年10月1日施行）。

改正前の「空き缶等」定義： 飲料の缶・瓶その他の容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くず

追加

食料の容器等

（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器、ストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）



Ⅳ. 条例改正後のポイ捨て・環境美化対策

・歌舞伎町を中心とした美化推進重点地区におけるポイ捨てに対する**直接指導等（パトロール）**の実施（11月開始予定）

◎主な業務内容

ポイ捨て行為者に対する個別の指導、マイク・プラカードを活用した来街者への広報啓発、食料容器等のポイ捨てごみの収集、ウェアラブルカメラを活用したポイ捨ての傾向の分析

・来街者向け啓発グッズ（携帯ゴミ袋）の街頭配布

・従来の路面標示シートの貼付作業に加えて、路面塗装作業を委託化し、より広範な啓発を実施



▲携帯ゴミ袋デザイン



▲路面塗装による啓発イメージ

東京都廃棄物審議会 検討部会（第1回）説明資料

豊島区における散乱ごみ対策の取組と課題

豊島区

令和8年9月14日（月） | 説明時間：5分程度

■ 現状・課題① 外国人住民・インバウンドの増加と散乱ごみの増加

- 池袋駅周辺 商業・観光拠点として国内外から多くの来訪者が集中
- 外国人住民や観光客の増加に伴い、ごみのポイ捨てやスーツケースの放置が顕在化
- 吸い殻・飲料容器・食品ごみ等の散乱による環境や治安の悪化が懸念

豊島区区民意識調査 令和7年3月（令和6年11月実施） N=1,675件

豊島区が「以前より住みにくくなった」（全体の20%）とお答えの方におたずねします》

住みにくくなったと考える理由は何ですか。具体的な理由について1つお答えください（自由回答）

○外国人との関係 117件/404件

- ・公共ルールを理解していない外国人の増加
- ・習慣の違い

○治安・マナー 75件/404件

- ・家の周りのタバコのポイ捨てや、ペットボトルのゴミが増えた
- ・ゴミを出す曜日が守られていない
- ・夜道に座り込んでいる人がいて、怖い

外国人住民数

平成28年1月1日 24,540人

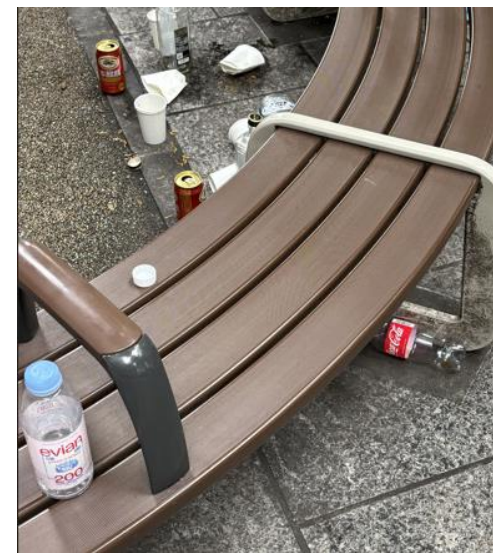


令和8年1月1日 38,584人 **（1.5倍超）**

現状・課題② 散乱ごみがもたらす影響

- まちの美観・イメージの低下（「住みたい・訪れたいまち」としての魅力を毀損）
- 住民の生活環境や安心感への影響（繁華街・観光地で散乱ごみが増加）
- 放置スーツケース等による歩行空間の阻害（事故の起因となるなど安全面への懸念）
- 清掃・啓発に係る区の負担増大（多言語対応や発生源の多様化への対応が必要）

飲料・食品容器、たばこの空き箱等、
繁華街で多く発生
禁止表示の場所にも放置



取り組み① 条例・パトロール・啓発による抑止

1 路上喫煙及びポイ捨てに関する条例

- ・ 区内全域で路上喫煙・ポイ捨てを禁止
(平成23年5月30日施行)
- ・ 重点地区(池袋駅周辺)でのポイ捨てに罰金規定

2 路上啓発シール(多言語で周知)

- ・ A2版の啓発シールを区内900か所以上に掲示
- ・ A5判・雨水桝用の小型シールを配布
- ・ 日本語・英語・中国語・ハングルで表記



3 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール

- ・ 区が委託したパトロール員が区内全域を巡回
(路上喫煙者への注意・指導を実施)
- ・ 多発地点では集中的に巡回
(区民情報に基づく発生源への集中対応)



4 ごみゼロウィーク(キャンペーン)

- ・ 10月・11月のそれぞれ1週間・JR各駅周辺で実施
(清掃と併せてポイ捨て防止を呼びかけ)
- ・ 令和7年度は延べ1,080人が参加・協力
(区内5駅+クリーンサポーターの自主清掃)



取り組み② 多様な主体との協働による美化

1 としまシルバースターズ



- ・ 高齢者で構成・池袋駅東口・西口で活動
（社会貢献意欲の高いシルバー人材センター所属）
- ・ 清掃・ポイ捨て防止の呼びかけを実施（区内イベント開催時に活動）

2 ごみゼロデー



- ・ 毎年5月30日前後に区内全域で一斉清掃
（町会・商店会・学校・企業など多様な主体）
- ・ 令和8年度は10,000人以上が参加・協力
（区内全域の清掃活動＋池袋駅周辺）

3 としま"まちキレイ"プロジェクト （令和4年4月開始）



- ・ 気軽に参加できる環境美化活動の輪を拡大
　　ゴで「まちを大切に想う行動」を表現）
- ・ ごみ拾いSNS「ピリカ」と連動した見える化
　　（豊島区版ページで活動・参加人数・ごみ量を公開）

4 としまクリーンサポーター



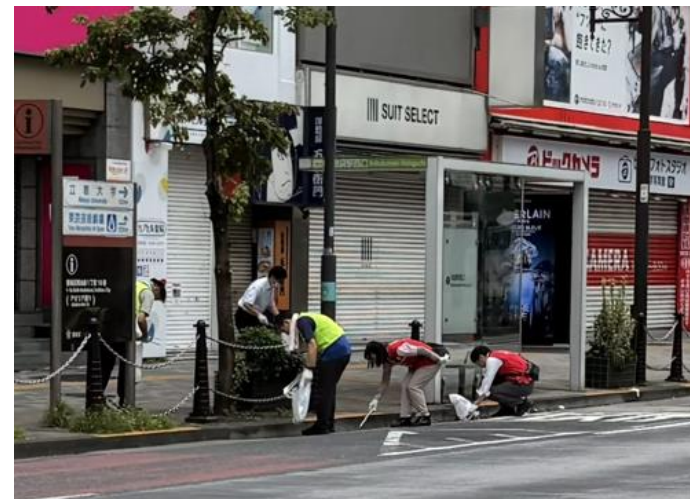
- ・ 区内企業・団体の自主的な清掃活動を登録
　　（自分たちのまちをきれいにする取り組み）
- ・ 清掃用具の貸出（環境美化活動支援）と連動
　　（活動状況は区のホームページで紹介）

今後の取組① 地域ぐるみの取組

1

地域環境浄化委員会や美化推進協議会との連携強化

池袋駅西口・大塚駅周辺にて、商店街等と協働で清掃活動（月4回）を継続し、清掃の輪を拡大



2

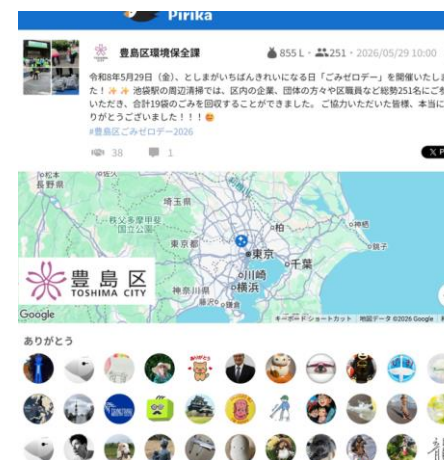
地域一体の美化活動の定着

商店街・事業者・地域住民・学校等が一体となった活動を、ごみゼロデー等のイベントとして継続

3

デジタル活用による参加の間口拡大

ごみ拾いSNS等の活用促進により、いつでもどこでも参加できる仕組みを強化



ピリカによる清掃の輪



インスタでの発信

今後の取組② 実効性を高める対策の検討

1

ポイ捨て者への罰則の検討

条例の実効性向上に向けた制度面の強化を検討（路上喫煙含む）



2

観光客・来街者向け多言語啓発の強化

喫煙・ポイ捨て禁止ルールといったマナーの周知を多言語で展開（外国人登録者数の多い国の言語での発信）

3

スーツケース放置など新たな課題への対応

放置防止の啓発・仕組みづくりを関係者と連携して検討



都や関係者に求める事項

- 「ごみは持ち帰る」等のマナー啓発の広域展開（観光客向け多言語を含む）
駅中や商業施設へのポスター掲示、大型サイネージ、CMなど。
- 区市町村の好事例共有・情報連携の場の提供（担当者連絡会など）

渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト

概要資料

渋谷区 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和 8 年 8 月 7 日版

渋谷区ポイ捨て対策のあゆみ

- 「きれいなまち渋谷をみんなで作る」という理念のもと、平成9年に「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」を制定し、街の環境美化に関するルールを定めました。
- また、「自分のごみは、自分で持ち帰る」ことを基本として、ポイ捨て禁止の啓発活動を行うとともに、各地区の美化推進委員会及び多くのボランティアの方々の活動により、街の環境美化を保ってきました。
- しかしながら、コロナ禍後に来街者が増加し、ポイ捨てごみも急増しています。そのため、これまでの美化・啓発活動だけでは、美しく健全な環境を維持できなくなってきたのが現状です。
- また、巡回員によるポイ捨て者への指導や条例に基づく事業者等への回収容器設置等の協力をお願いしてきましたが、実効性に課題があり、十分な効果を発揮することができませんでした。
- こうした状況を踏まえ、ポイ捨てごみ対策を抜本的に見直すこととし、「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」の一部改正を行うこととしました。
- 本改正案は、昨年12月に渋谷区議会にてご審議いただき、全会一致にて可決しました。今後は、新たなルールのもと、ポイ捨てごみの無いきれいなまち渋谷を目指します。

(参考)

平成9年4月	「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」の制定
平成15年8月	渋谷区分煙ルールの制定
令和元年8月	路上喫煙者への過料徴収の開始
令和8年4月	特定店舗へのごみ箱設置義務化
令和8年6月	ポイ捨て者への過料徴収の開始



渋谷区ポイ捨て対策プロジェクト（令和8年4月～）

ポイ捨てさせない



① ポイ捨て者への過料処分

- ✓ 令和8年6月からポイ捨て者に対する過料処分を開始。
- ✓ 1日当たり最大60名の巡回員が24時間365日、区内全域を巡回し、違反者を現認した場合、2,000円の過料処分

ごみ箱を増やす



② 特定店舗へのごみ箱設置義務化

- ✓ 令和8年4月から特定店舗にごみ箱設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

③ 自販機への回収容器設置義務化

- ✓ 自動販売機への回収容器設置を義務化
- ✓ 違反した場合は罰則（勧告・命令・公表・過料）

④ 公共ごみ箱の設置

- ✓ 令和8年度内に渋谷駅周辺へ公共ごみ箱を設置

知ってもらう



⑤ きれまち広報パッケージ

- ✓ 民間事業者と連携し、インバウンドを含めた世界中への認知拡大を図る。

⑥ 巡回員による多言語啓発

- ✓ 外国人観光客を中心に、巡回員による多言語（英語・中国語・韓国語等）での啓発を実施

ごみを拾う



⑦ ボランティアへの支援

- ✓ 年間7,000人以上に清掃用具を貸し出し支援
- ✓ アニメやスポーツチームと連携したごみ拾いイベント開催

⑧ 美化推進委員会への支援（地域の力）

- ✓ 地域での美化活動を先導する10の美化委員会を支援

⑨ 巡回員によるポイ捨てごみ回収

- ✓ 巡回員が区内全域を巡回し、その場でポイ捨てごみを回収
- ✓ “ごみがごみを呼ぶ” 前に早期に回収

効果を検証する



⑩ 定量調査

- ✓ ポイ捨てごみ量、ごみ箱設置率、ごみ発生源等

⑪ 定性調査

- ✓ 区民意識調査、アンケート調査



ポイ捨てごみの無い“世界に誇れるきれいなまち渋谷”を実現する

渋谷区きれいなまちづくりルール

渋谷区では、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」に基づき、環境美化に関する罰則付きのルールを定めています。

1. 全ての人が守るルール

■ 渋谷区全域において、公共の場所等でのごみのポイ捨て行為を禁止

第11条第1項（禁止行為） 何人も、ごみのポイ捨てをしてはならない。

■ 違反者に対しては、その場で2,000円の過料処分

第23条第3項（罰則） 第11条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。 ※施行規則において、過料金を2,000円と規定。

2. 事業者が守るルール

■ 飲食料を販売する自動販売機に、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

第12条第2項 飲食料の自動販売機を設置し、又は管理する者は、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

■ 飲食料を販売する特定店舗は、回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

第12条第3項 区規則で定める区域内において、飲食料の販売を行う店舗の運営事業者は、当該店舗が販売した飲食料から発生するごみを回収するための回収容器を当該店舗の出入口付近その他の当該店舗の利用者が容易にごみを捨てることができる場所に設置し、これを適正に管理しなければならない。

■ 違反者に対しては、罰則（勧告・命令・事業者名等の公表・過料）

第23条第2項（罰則） 第13条第1項に規定する命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わない場合は、5万円以下の過料に処する。 など

取組 1 巡回業務（ポイ捨て者取締り）



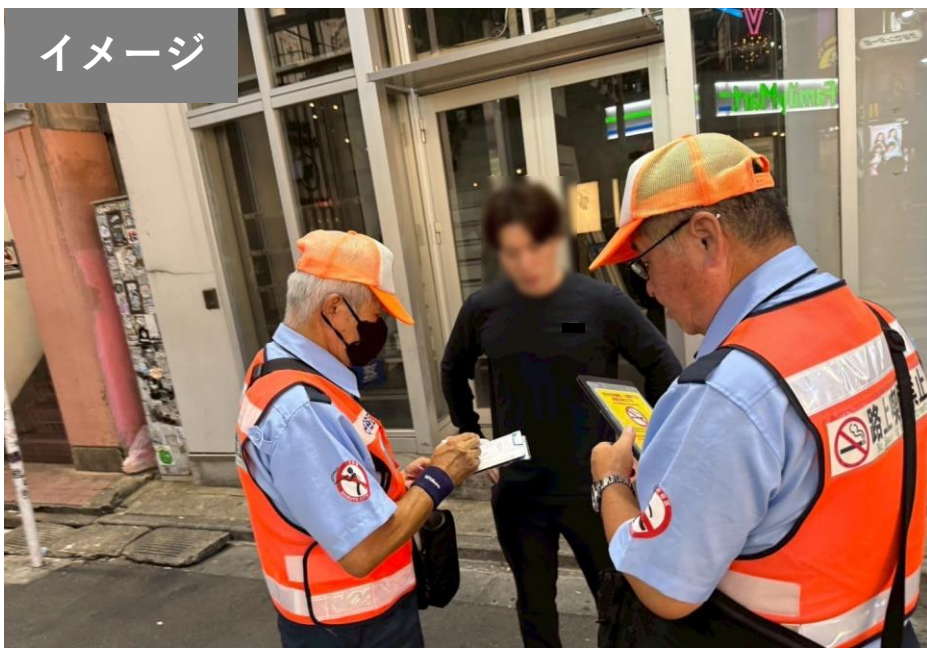
詳しくはこちら
[渋谷区ポイ捨て禁止ルール
（渋谷区ポータル）](#)

ちがいを
ちからに
変える街。



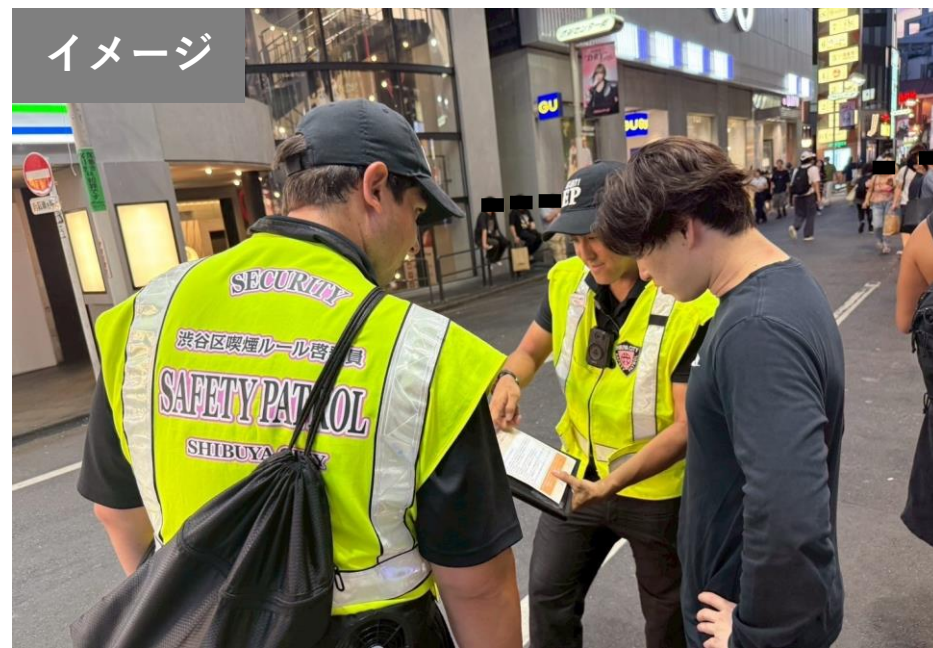
- 1日当たり最大60名の巡回員が、24時間365日、区内全域を徒歩巡回
- ポイ捨てを行った者への指導・過料徴収を実施することで、渋谷区ポイ捨て禁止ルールの実効性を確保
- 増加する訪日外国人への対応として、多言語対応可能な巡回員を15名以上配置
- 過料の支払いはキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系IC、二次元コード）にも対応

イメージ



ポイ捨て者に対する過料処分件数は、
➤ 開始後、2か月間で約500件
(令和8年6月1日から7月31日まで)

イメージ



➤ インバウンド含む来街者の多言語対応
(巡回員は、英語・中国語・韓国語で対応可)

取組 2 店舗へのごみ箱設置義務化



詳しくはこちら
[渋谷区ごみ箱ルール](#)
(渋谷区ポータル)

ちがいを
ちからに
変える街。



- 令和8年4月から、渋谷・原宿・恵比寿エリアにおいて、飲食料を販売する店舗は、ごみ箱設置を義務化
- 巡回員が毎日、対象店舗のごみ箱設置状況を確認（令和8年4月～）
- 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
（注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施

条例の説明・ごみ箱設置状況調査の様子（下記撮影店舗は、条例に基づき、適切にごみ箱を設置している事業者様）
7月時点で、1,200店舗以上を調査し、未設置店舗への指導等を実施中



撮影協力：「machi machi 原宿店」



撮影協力：「CAFE & DINER TEDDY'S BIGGER BURGERS」

取組 3 自動販売機への回収容器設置義務化



詳しくはこちら
[自動販売機への回収容器設置
ルール（渋谷区ポータル）](#)

ちがいを
ちからに
変える街。



- 渋谷区全域において、飲食料を販売する自動販売機は、回収容器設置を義務化
 - 巡回員が毎日、対象回収容器のごみ箱設置状況を確認（令和8年4月～）
 - 条例違反（未設置・不適切管理）を現認した場合、事業者に対して勧告等を実施（令和8年6月～）
- （注）改善しない場合、命令・公表・過料処分を段階的に実施



自動販売機への回収容器設置イメージ
（写真提供：アートファクトリー株式会社）

取組 4 公共ごみ箱の設置

- 公共ごみ箱の設置は、ポイ捨て防止に資する有効な手段であると考え、一方で、費用面において渋谷区民に大きく負担をかけない形での設置を前提として、これまでさまざまな検討を重ねてまいりました。
- こうした中で、宿泊税を原資とする東京都の新たな補助事業が示されました。これを受けて、補助事業を活用することが渋谷区にとって将来負担を抑える大きな契機と捉え、インフラ投資を前倒しすべきタイミングとの考えに至りました。
- 今後、渋谷区が主体となり当該補助金を積極的に活用し、特に人流が集中し、ポイ捨て対策の強化が求められる渋谷駅周辺に公共ごみ箱を設置するため、商店街等の関係事業者と連携・調整を図りながら、令和8年度内の実現に向けて、具体的な取り組みを進めます。
- また併せて、長期的には商店街等と協力した広告収益による自律的な運営も視野に入れて、検討を進めてまいります。



写真提供：株式会社フォーステック

取組 5 ボランティア活動支援



詳しくはこちら
清掃ボランティア支援
(公式サイト)

ちがいを
ちからに
変える街。



- ボランティア団体や学生が日常的に実施している清掃活動を渋谷区が支援
 - ①ごみ拾い用具の提供・貸し出し
 - ②ごみ置き場の提供
- 令和7年度は、8,377人が利用



貸出用無人ロッカー（しぶちか）



軍手



火ばさみ



ごみ袋



ボランティア活動の様子
(写真提供：一般社団法人渋谷未来デザイン)

取組 6 ごみ拾いイベントへの支援

- 民間事業者等が実施するごみ拾いイベントを渋谷区が支援
- アニメやスポーツチームなどとコラボレーションしたイベントを開催することで、多様な参加者と共にきれいなまちづくりに取り組む



『ポケモン ピカピカ団 in 渋谷区』
(主催) 一般社団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団
(概要) 令和8年3月8日@北谷公園



『FC東京ホームタウンクリーンアップアクション』
(主催) 東京フットボールクラブ株式会社
(概要) 令和8年5月29日@渋谷駅周辺

取組 7 美化推進委員会への支援

■ 地域での美化活動を先導する10地区の美化委員会に対して渋谷区が支援

①渋谷地区、②原宿地区、③幡ヶ谷・笹塚地区、④恵比寿・広尾・東地区、⑤恵比寿・代官山地区、⑥うえはら・とみがや地区
⑦西原地区、⑧初台地区、⑨本町地区、⑩千駄ヶ谷地区

■ 各地区において、ごみ拾いイベントなどの環境美化活動を実施中

■ 年1回、「渋谷区きれいなまちづくり推進協議会」において表彰式等を実施



防犯・環境浄化パトロール
(原宿地区美化推進委員会)



4・28渋谷区一斉清掃の日
(本町地区美化推進委員会)



令和7年度渋谷区きれいなまちづくり表彰式
(きれいなまちづくり推進協議会)

取組 8 民間事業者との連携

- 渋谷で活躍する様々な民間事業者と連携・協力することで、地域一体となってきれいなまちづくりを推進
- 民間事業者のアイデアやノウハウを活用した企画・取組を実施中



オリジナルごみ袋2.5万セットの寄贈（令和8年4月24日寄贈式）
（寄付者）株式会社オープンハウスグループ
（協力者）株式会社ロングライフパートナー



区内リサイクルボックスへの異物混入防止ステッカーの貼付
（連携先）一般社団法人全国清涼飲料連合会

取組 9 広報活動（1）



詳しくはこちら
きれいなまちづくり広報
（渋谷区ポータル）

ちがいを
ちからに
変える街。  **渋谷区**
Shibuya City

- **環境美化啓発**を目的に様々なメディア・コンテンツを用いた啓発活動を実施。
- 商店街やビルオーナー、ビジョン管理会社、プロスポーツチームなど、渋谷に関わる**多様な民間事業者と連携**

路面シート

道路上や公園内の数千箇所にポイ捨て禁止の路面シートを貼付。



大型路面シート

主要駅など多くの来街者が通行する場所に大型の路面シートを貼付。



横断幕・のぼり旗

繁華街の道路や公園内にポイ捨て・喫煙禁止の横断幕やのぼり旗を設置。



ポスター啓発

公共喫煙所や町会掲示板にポスターを掲載。



ビジョン放映啓発

渋谷駅周辺の屋外ビジョン等にて、ポイ捨て禁止の啓発動画を放映。

【FC東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=YseZEgwe3Mc>

【アルバルク東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=28wA3E7E0ms>

音声アナウンス啓発

商店街と連携し、渋谷センター街で音声啓発を実施。



ハチ公バスや都営バスにおいて音声啓発を実施。



取組 9 広報活動（2）

- **令和8年4月より開始した『ポイ捨て禁止ルール』**を区民、来街者、事業者等に広く周知するため、統一のキービジュアルを用いて、大規模な広報活動を実施。
- 訪日外国人向けに、**多言語（英語・中国語・韓国語）**での**広報活動**も併せて実施



取組 10 効果検証・各種調査（1）

■ 渋谷区が実施するポイ捨て対策の企画及び効果検証を目的に、各種調査を定期的実施

①路上散乱ごみ調査：特定エリアの歩道上において、100mあたり何個のポイ捨てごみが落ちていたかを計測



詳しくはこちら
[路上散乱ごみ調査](#)
(渋谷区ポータル)



（資料）調査概要：渋谷・原宿・恵比寿・代々木・甲州街道の5エリアにおいて徒歩で動画を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測

取組 1 0 効果検証・各種調査（2）



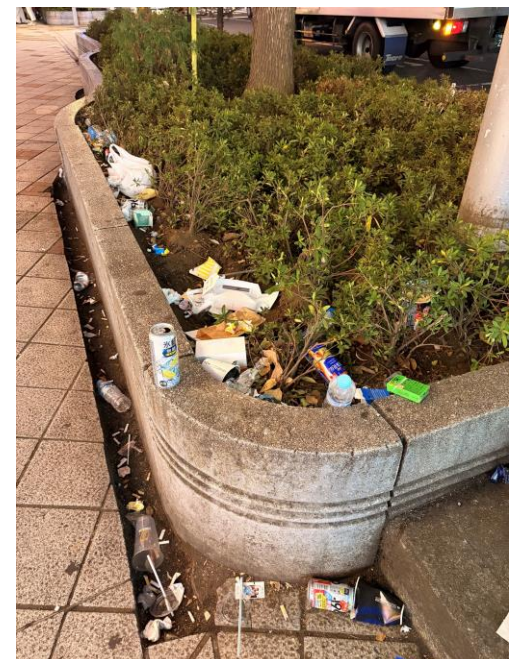
詳しくはこちら
[ポイ捨てごみ実態把握調査](#)
(渋谷区ポータル)

No.	内容	調査結果	(調査方法)
②	ポイ捨てごみ量調査（エリア別）	特定エリアの歩道上における100mあたりのポイ捨てごみの個数は、 渋谷駅周辺 271個 原宿駅周辺 74個 恵比寿駅周辺 64個 代々木駅周辺 43個 甲州街道 23個	- 調査範囲において、徒歩で歩道を撮影し、画像解析によりポイ捨てごみの平均個数を計測。 - 調査場所：渋谷駅周辺（5.5km）、原宿駅周辺（4.2km）、恵比寿駅周辺（1.5km）、代々木駅周辺（2.8km）、甲州街道（4.5km）の5エリア - 調査日：令和7年5月26日 
③	ポイ捨てごみ販売元調査	販売元が特定できたポイ捨てごみの構成比は、 コンビニ 63% カフェ 12% 飲み物持ち帰り 8% ファーストフード 6%	- 渋谷駅周辺でポイ捨てごみを回収し、商品ラベル等を目視で確認。回収した全1,075個のごみのうち、販売元が特定できた383個の結果を示す。 - 調査期間：令和7年6月22日～6月24日 - 本調査で得られたごみの構成比は、渋谷駅周辺のポイ捨てごみ全体の構成を直接的に示すものではない。 
④	店舗ごみ箱設置率調査	ごみ箱設置率 68% コンビニ（設置率78%、調査店舗数100）、カフェ（80%、46）、ファーストフード（97%、30） ケバブ（20%、10）、飲み物持ち帰り（47%、19）、キッチンカー（50%、4） など	- 渋谷区内全域の飲食料販売店舗のごみ箱設置状況を調査した結果を左記に示す。 - 対象店舗数：合計約300店舗 - 調査期間：令和7年2月4日～7月15日 
⑤	アンケート調査	ポイ捨て者は、 区民以外 92% 渋谷区民 8% 外国人 52% 日本人 48%	- 渋谷駅周辺においてごみのポイ捨てを行った者を対象にアンケート調査を実施。 - 合計20時間で42名の違反者を確認。うち、27名から回答を得た結果を左記に示す - 調査期間：令和7年7月4日～7月8日 
⑥	巡回員による指導件数	ポイ捨て者への指導件数は、 345件／月 (うち、日本人68%／外国人32%)	- 渋谷区内全域を巡回している喫煙ルール啓発員によるポイ捨て者への指導件数の実績を左記に示す。 - 国籍は、本人申告等に基づく。 - 集計期間：令和7年4月1日～令和7年11月30日 



参考資料

ポイ捨ての現状



散乱ごみ対策 検討スケジュール（予定）

令和 8 年度

8 月 2 5 日 廃棄物審議会総会（第 3 3 回）

・諮問



● 部会等での審議（6 回程度）

令和 9 年度

春頃 廃棄物審議会総会（第 3 4 回）

・散乱ごみ対策の中間まとめ

夏頃 廃棄物審議会総会（第 3 5 回）

・答申